

安心して出産するために

妊娠の診断を受けたら、妊娠の届け出をしましょう。

※医療機関で妊娠届出書をもってから窓口にお越しください。

母子健康手帳の交付

妊娠の届け出により母子健康手帳を発行します。
妊娠・出産・育児に関する記録としてご活用ください。



妊婦健康診査

定期的に行う妊婦健康診査の費用を一部助成します。
(母子健康手帳交付時に受診票を発行します。)

マタニティ教室

これから赤ちゃんを迎えるお母さんが、講話・実習を通して妊娠・出産・育児についての知識や技術を身につけます。

両親教室

父親、母親それぞれの育児の役割について考えたり、赤ちゃんをお風呂に入れる実習をします。

妊婦相談

妊娠中の心身の健康管理について、相談に応じます。
お気軽にお電話ください。訪問相談も行います。

届け出・お問合せ先

子ども政策課母子保健担当	TEL 72-3116
厚田支所 市民福祉課	TEL 78-1033
浜益支所 市民福祉課	TEL 79-2112

子育てサポート事業

妊娠中からお子さんが1歳未満の間、ファミリー・サポート・センターを無料で利用することができます(40時間分)。つわりで体調の悪いときなどにご利用ください。

※詳細は37ページをご覧ください。

お問い合わせ / 子ども政策課子ども・子育て担当 TEL 72-3192

助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して、助産を受けることを目的とする施設です。

・最寄の利用施設

- 勤医協札幌病院（札幌市白石区）
- 医療法人社団朋佑会札幌産科婦人科（札幌市北区）
- 医療法人 湊仁会手稲湊仁会病院（札幌市手稲区）

※入所される方の世帯全員の住民税の課税状況により負担額が決められています。また、住民税の課税額によっては利用できない場合があります。

お問合せ先／子ども家庭課手当・医療担当 TEL 72-3128

出産育児一時金

出産された方が加入している社会保険や国民健康保険などの健康保険から、出生児1名につき50万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産の場合は48万8,000円）が支給されます。なお、会社を退職後6ヶ月以内に出産された方で、以前加入していた健康保険から出産育児一時金の支給を受ける場合は出産時に加入している健康保険からは支給されません。また、出産予定の医療機関が産科医療補償制度に対応しているかどうかは、直接医療機関にお問い合わせください。

お問合せ先／国民健康保険課給付担当 TEL 72-3633
厚田支所市民福祉課（国保担当） TEL 78-2886
浜益支所市民福祉課（国保担当） TEL 79-2112

国民健康保険税産前産後免除

国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産する被保険者にかかる保険税の所得割額と均等割額のうち、産前産後期間相当分を免除します。届出は出産予定日の6か月前から可能です。出産後の届出も可能です。

※令和5年11月以降出産の方に限ります。

※産前産後期間とは出産月または出産予定月の前月から翌々月までの4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前からの6か月間）

お問合せ先／国民健康保険課賦課・資格担当 TEL 72-3123

国民年金産前産後保険料免除

国民年金第1号被保険者が出産した場合、本人のみ、出産月または出産予定月の前月から翌々月までの4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前からの6か月間）の国民年金保険料が免除され、納付済期間として扱われます。届出は出産予定日の6か月前から可能です。（届出期限はありません。）

※平成31年2月以降出産の方に限ります。

お問合せ先／市民課国民年金担当 TEL 72-3122

障害年金

両親のいずれか、または両方が1級または2級の障害年金を受給している場合は、出産の翌月分から受給している年金に「子の加算」を請求できます。

対象児童数	子の加算額
第1子, 第2子	各 234,800 円/年
第3子以降	78,300 円/年

※手続き先は受給している年金種別によって異なります。
障害基礎年金：市役所
障害厚生年金：年金事務所
障害共済年金：各共済組合

お問合せ先／市民課国民年金担当 TEL 72-3122

遺族基礎年金

妊娠中に配偶者が亡くなった場合、出産後に遺族基礎年金を請求できる場合があります。また、遺族基礎年金を既に受給中に亡くなった配偶者の子を出産した場合は、受給している年金に「子の加算」を請求できます。

遺族基礎年金の額 816,000 円 + 子の加算額/年

対象児童数	子の加算額
第1子, 第2子	各 234,800 円/年
第3子以降	78,300 円/年

お問合せ先／市民課国民年金担当 TEL 72-3122

育児休業給付金

育児で長期間仕事を休む場合には、国などからの支援があります。積極的に制度を活用して、ゆとりある生活を築きましょう。

お問合せ先／ハローワーク札幌北 TEL 011-743-8609

子どもが生まれたら

出生届

必要なもの

- 医師・助産師等が作成した出生証明書
- 母子健康手帳

届出をする期間

- 生まれた日から数えて 14 日以内に届けてください。
(休日や夜間の時間外は日直室にて預かります。)

注意事項

- 赤ちゃんの名は人名用漢字・常用漢字・平仮名・片仮名等で制限があります。
- 届出人は、原則として「父」「母」となります。
※赤ちゃんが外国人でも日本国内で生まれた場合届出が必要です。
- 出生届を基にして住民票が作成され、その際に個人番号(マイナンバー)が付番されます。

お問合せ先 / 市民課住民・戸籍担当 TEL 72-3165

低体重児の届出

出生体重が 2500g 未満の低体重児の育児には、生活環境、病気の予防など、十分な配慮が必要なため、届出が必要です。

産婦健康診査

産後の産婦健康診査の費用を一部助成します。

新生児訪問(赤ちゃん訪問)

生後1か月前後の赤ちゃんがいる家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康管理や育児相談を行います。

産後ケア事業

- 対象 ①生後1年未満(宿泊型・日帰り型は生後5か月未満)の赤ちゃんとお母さん
②産後に家族などから十分な支援が得られない方
③産後の心身の不調または育児に不安のある方
- 内容 お母さんが困っていること(赤ちゃんのあやし方、授乳など)の相談と対応方法についてお伝えします。他、お母さんの休息、乳房のケアや手当の方法等についてお伝えします。
- 種類 宿 泊 型:産婦人科病院に宿泊してケアを受けます。
日 帰 り 型:産婦人科病院に滞在してケアを受けます。
訪 問 型:助産師がご自宅を訪問してケアを行います。
- 利用回数 宿泊型、日帰り型、訪問型をあわせて7日まで(宿泊1泊を2日、訪問1回を1日として換算)
- 利用料金 宿 泊 型 1泊 3,000 円(生活保護・市民税非課税世帯は 500 円)
日 帰 り 型 1日 1,500 円(生活保護・市民税非課税世帯は 300 円)
訪 問 型 1回 600 円(生活保護・市民税非課税世帯は無料)

お問い合わせ / 子ども政策課母子保健担当 TEL 72-3116

新生児聴覚検査

新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

健康診査

(4か月児、10か月児)

小児科医による診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科相談(10か月児のみ)を行います。事前にご案内をお送りします。

(1歳6か月児、3歳児)

小児科医による診察、身体計測、目の屈折検査(3歳児のみ)、歯科検診とフッ素塗布、育児相談、栄養相談、歯科相談、心理相談を行います。事前にご案内をお送りします。

5歳児健康相談

年中さんを対象に市内の認定こども園、りんくるで行います。

後日、育児相談、栄養相談、心理相談を行います。

歯科検診

認定こども園・保育園等で歯科検診を受ける機会のない「歯が生えてから就学前まで」のお子さんが対象です。

歯科衛生士によるフッ素塗布とブラッシング指導も行います。(6か月毎に受けることができます。)

乳幼児健康相談

身体計測、育児相談、栄養相談を行います。お子さん同士を遊ばせたり、お母さんの仲間づくりのためにも気軽にお越しください。

発達すくすく相談

乳幼児の心身の発達や育児について臨床発達心理士が相談に応じます。

育児相談

保健師や栄養士が電話や訪問で、お子さんの健康管理や育児・食事の相談を行います。

お問合せ先 / 子ども政策課母子保健担当

TEL 72-3116

厚田支所 市民福祉課

TEL 78-1033

浜益支所 市民福祉課

TEL 79-2112

離乳食教室

<はじめての離乳食教室>

(対象：おおむね4～6か月のお子さんと保護者)

お子さんの成長にあわせた離乳食のすすめ方の講話を行います。

<ステップアップ離乳食教室>

(対象：おおむね7～10か月のお子さんと保護者)

2回食、3回食への進め方、大人の食事からのとりわけ方等の講話を行います。

お問い合わせ / 健康推進課

TEL 72-3124

予防接種について

◎予防接種（個人接種のみ）～次ページの医療機関で実施

※効果と副反応についてよく理解し、保護者が同意したうえで接種ができます。

予防接種の目的は、病気の発症を抑えたり、かかっても軽くすることです。また、本人のためだけではなく、免疫の病気で感染症にかかりやすい人や、妊婦などへの感染症を防ぐ効果もあります。

定期接種 (全額公費負担)	対象	標準的な接種時期 (医学的おすすめ時期)	間隔 (医学的おすすめ間隔)	回数
B型肝炎	1歳未満	生後2～8か月	1回目から2回目の間27日以上 3回目は、1回目から139日(20週) 以上の間隔をおく	3回
小児肺炎球菌 感染症	生後2か月～5歳未満	初回接種開始は、生後2～7か月未満 追加接種は初回接種3回目終了後、 60日以上の間隔をおいて生後12か 月～1歳3か月未満 ※接種開始が生後7か月以降の場合、 接種回数が異なります。	初回接種：27日以上 追加接種：初回接種3回目終了後、 60日以上かつ生後12か月～1歳 3か月未満の間	3回 1回
ロタウイルス	1回目は生後14週6 日までに開始	生後6週から24又は32週	27日以上	2回～3回
5種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib(ヒブ)	生後2か月～ 7歳6か月未満	1期初回：生後2か月～1歳未満 1期追加：初回接種3回目終了後 12か月～1歳6か月未満までの期間	初回接種：20日以上(20～56日) 初回終了後6か月以上 (12か月～1歳6か月未満)	3回 1回
2種混合	11歳～12歳に、2種混合(ジフテリア、破傷風)2期を1回接種します。十分な効果が得られるためには、4種混合1期の所定回数分接種することが必要です。※忘れがちになるため、ご注意ください。			
BCG(結核)	1歳未満	生後5～8か月		1回
MR 麻しん(はしか) 風しん	第1期：1歳～2歳未満 ※1歳になりましたらできるだけ早めに受けましょう。 第2期：小学校就学前年度の4月1日から翌年3月31日まで(年長さんの間)			1回 1回
水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未満	1回目は1歳～1歳3か月未満。2回目は1回目から、3か月以上 (6～12か月未満)の間隔をおいて接種 (注)既に水痘にかかったことが確実なお子さんは対象外です		2回
日本脳炎	1期初回 生後6か月～ 7歳6か月未満	3～4歳	6日以上(6～28日)	2回
	1期追加 生後6か月～ 7歳6か月未満	4～5歳	初回接種終了後6か月以上 (おおむね1年)	1回
	2期 9～13歳未満	9～10歳		1回
	特別措置20歳未満 (H19年4月1日以前生まれののみ)	接種歴によって異なりますので市HPにお問合せにより確認願います。		
HPV (ヒトパピローウイルス)	小学校6年生～ 高校1年生相当年齢 追加接種(キャッチアップ) H9.4.2以後生まれ→高校2年生相当年齢	中学校1年生相当年齢 令和7年3月31日までの期間限定	ワクチンの種類により接種間隔及び 接種医療機関が異なりますので市HP などで確認願います。	2回～3回
任意接種 !注意! 全額自己負担	おたふくかぜ・インフルエンザなどがあります。 医療機関により料金に違いがありますので、事前確認をおすすめします。			

実施医療機関	住所(電話番号)
わがつま小児科	花川南2-2 (73-8282)
しろくまこどもクリニック	樽川6-2 (77-6651)
あつた中央クリニック	厚田区別狩17 (78-2116)
浜益国民健康保険診療所	浜益区浜益321 (79-3221)

* 持ち物→母子健康手帳 健康保険証 予診票 (医療機関にもあります)
住所が確認できる医療受給者証、免許証など

* 実施日・診療時間などは、医療機関へ確認願います。

* 札幌市内の一部医療機関でも接種可能です。当市ホームページで詳細を確認願います。

★☆☆☆☆ 保健師からのメッセージ ★☆☆☆☆

楽しいことも大変なことももりだくさんの子育て。子育てをしていく中ではお子さんの成長やしつけのことなど、いろいろな心配事が出てくると思います。『ゆっくり話を聞いてほしい』そんな時は保健師による電話相談や訪問による相談をご利用ください。一人で抱え込まず、気軽にご連絡ください。

お問合せ先 / 子ども政策課母子保健担当 TEL 72-3116
厚田支所 市民福祉課 TEL 78-1033
浜益支所 市民福祉課 TEL 79-2112

指定ごみ袋無償交付について

申請する必要はありません。

当市では指定ごみ袋(有料)による一般家庭ごみの戸別収集を行っておりますが「石狩市指定ごみ袋無償交付要綱」の規定に基づき、3歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に指定ごみ袋の無償交付をいたします。

- 対象世帯 出生時または転入時から3歳未満までの乳幼児がいる世帯
※再転入は除く
- 指定ごみ袋交付枚数 10ℓと20ℓを年齢に応じて組み合わせた枚数
最大: 10ℓ×10枚×24冊+20ℓ×10枚×12冊
- 交付対象期間 出生時または転入時に3歳までの枚数を一括交付

無償交付の対象となる世帯には「指定ごみ袋引換券」を送付いたします。表示されている内容に従って交付を受けてください。交付を受ける際には、必ず「引換券」をご持参ください。また、持ち帰り用の袋等をご用意ください。

「引換券」は出生及び転入を住民戸籍担当窓口に出けた翌月中旬に届きます。(事務手続き上、翌々月中旬に届く場合があります。)

紙おむつは「燃やせるごみ」です。分別にご協力ください。

お問合せ先/ごみ・リサイクル課 TEL 72-3126